

## マーケットインに基づいた商品改良支援事業 実施要領

### (趣旨)

第1 この事業は、市場ニーズを的確に捉えた県産品の商品改良を促進し、県内食品産業の活性化を図るため、食品製造事業者が行う商品調達担当者（以下「バイヤー」という。）の指摘又は助言に基づいた商品改良の取組を支援することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1)「食品製造事業者」とは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる中分類09食料品製造業及び10飲料・たばこ・飼料製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業に限る）に属する大分県内の事業者をいう。
- (2)「農林漁業者」とは、大分県内の農業者、林業者又は漁業者をいう。
- (3)「農商工連携」とは、食品製造業者が県内の農林漁業者と連携し、農林漁業者が県内で生産する農林水産物を活用して、食品製造事業者が商品製造及び販売等に取り組むことをいう。

### (事業の内容等)

第3 対象となる事業内容、事業区分、補助対象経費、補助率、審査基準は別表に掲げるとおりとする。

### (事業実施主体)

第4 本事業の事業実施主体は、大分県内に主たる生産拠点を有する食品製造事業者とする。

- 2 前項に掲げるものは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないものとする。

### (事業計画の作成及び認定)

第5 事業実施主体は、事業認定申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）と収支予算書（第3号様式）を添付し、別に定める期日までにおおいた食品産業企業会会長（以下、「会長」という。）に対して事業認定の申請を行うものとする。

- 2 会長は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。なお、審査基準については別表のとおりとし、審査方法等については別に定めるものとする。

(事業の運営)

第6 事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

(事業の指導)

第7 この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、会長は、必要に応じて事業実施主体を支援・指導するものとする。

(助成措置)

第8 会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年度マーケットインに基づいた商品改良支援事業から適用する。

(別表)

【事業内容】

大分県又は大分県の外郭団体が主催又は出展を支援した商談会又は見本市・展示会において、バイヤーから得られた指摘又は助言等に基づいて商品改良を行う取組

【事業区分】

- (1)通常型：(2)に該当しない事業
- (2)農商工連携型：農商工連携の取組であること

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費		補助率
経費区分	内容	
(1)原材料費	製品改良(試作)に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材(包材など)の購入に要する経費	(1) 通常型の場合 1 / 2 以内 (1 企業あたり上限 30 万円まで)
(2)製版費	パッケージなどの印刷に要する製版に係る費用	
(3)デザイン制作費	デザイナー等にパッケージデザインや製品デザイン、改良に伴う製品説明書のデザインを依頼する際に要する経費	
(4)翻訳費	パッケージのラベルなどを英語又はその他外国語に翻訳する費用	
(5)その他の経費	上記に掲げるもののほか、製品の表示に必要な分析等、会長が特に認める経費。ただし、販売に係る経費(棚代など)を除く	
		(2) 農商工連携型の場合 2 / 3 以内 (1 企業あたり上限 30 万円まで)

【 審査基準 】

審査項目	内容
① 実現可能性	事業実施期間内に実現できるか
② 訴求性	バイヤーの意見に基づき、消費者への訴求力を増す内容となっているか
③ 市場性	ターゲットとする売り先があるか
④ 波及性・発展性	事業がさらに波及・発展する可能性があるか